

委 託 契 約 書 (案)

業 務 名 大分県立工科短期大学校 エレベーター保守点検業務
履 行 場 所 中津市大字東浜 4 0 7 - 2 7 大分県立工科短期大学校
契 約 期 間 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで
契 約 金 額 円
(うち、取引に係る消費税額等相当額 円)
(内訳)
令和 8 年度 ￥ ー (月額 ￥ ー)
令和 9 年度 ￥ ー (月額 ￥ ー)

契約保証金

上記業務の委託について、委託者 大分県立工科短期大学校 校長 吉田 和彦 を甲とし、
受託者 を乙とし、次の条項により委託契約
を締結する。

(総則)

第 1 条 乙は、別添の大分県立工科短期大学校 エレベーター保守点検業務 仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の委託金額（以下「委託金額」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を信義に従って誠実に履行しなければならない

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(業務の内容)

第 2 条 契約の対象となる業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 大分県立工科短期大学校設置のエレベーター 2 基の定期点検（月 1 回以上）
- (2) エレベーター装置の精密調査及び整備の実施
- (3) 付加装置（火災、地震時管制運転及び停電時自動着床装置）の保守及び点検
- (4) 故障時の技術員派遣及び対応
- (5) 電話回線による遠隔監視業務の実施（2 4 時間体制）及び異常発生時の技術員の派遣

(委託業務の実施)

第 3 条 乙は、業務の実施にあたり、別紙「仕様書」及び甲の指示に従い、善良なる管理者の注意義務をもって業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 4 条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(再委託の禁止等)

第5条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、資料整理、計算処理、消耗品購入等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

7 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社を含む）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。

8 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期間の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない理由により、委託期間までに委託業務を完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めたときは、委託期間を延長するものとする。

(損害の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

（履行遅滞の場合における賠償金）

第10条 甲は、乙が、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第14条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

（契約不適合責任）

第11条 乙が第13条により委託業務が完了した後、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

2 仕事の目的物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかった場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

3 仕事の目的物について契約不適合があった場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

5 甲が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

（費用の負担）

第12条 乙が業務の実施のため必要とする資材、機器等は乙の負担とする。

（完了報告及び検査）

第13条 乙は、業務を実施したときは、速やかに業務の実施結果を書面により、甲に報告し、検査を受けなければならない。

（委託金額の支払）

第14条 乙は、第13条の規定による検査に合格したときは、委託金額の請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その翌日から起算して30日以内に委託金額を支払うものとする。

3 委託金額の支払いは3か月ごとの後払いとし、毎回の支払額を 円とする。

(機密の保持)

第15条 乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(法令等の遵守)

第16条 乙は、委託業務に従事する者に関し、建築基準法、労働安全衛生法、その他法令上の一切の責任を負う。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。

(3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

(4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(5) 本業務を処理するために乙が取扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(違約金)

第18条 前条各号の規定又は第11条第2項により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、第1号において、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由による場合は、甲は乙に対して違約金の請求をすることができない。

(賃金の変動に基づく契約金額の変更)

第19条 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果契約金額が著しく不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約金額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。

(1) 協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が2ヶ月以上残存していること。

(2) 当該変更額が、変更前契約金額(契約金額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。)と変動後契約金額(変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前契約金額に相応する額をいう。)との差額のうち、変動前契約金額の1000分の10を超える額であること。

3 前項に基づく申し入れを行った甲又は乙は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、甲乙協議を行うものとする。

4 前項の協議を行った場合、甲は協議の結果を書面により乙に通知しなければならない。この場合において、乙が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかったときは、乙は当該決定に同意したものとみなす。

(補 則)

第20条 前各号に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)に定めるところによる。

(特約条項)

第21条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 大分県中津市大字東浜407-27
大分県立工科短期大学校
校 長 吉田 和彦

乙